

スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高く掲げ、国際非合法党を建設せよ!

赤報

1984年10月6日発行
共産主義者同盟(RG)
第42号 250円 発行人 野村 忠

民族差別と在日朝鮮人労働問題

はじめに

在日朝鮮人の指紋捺捺強制に
対する拒否運動は、一九七〇年
代の日立闘争等の民族差別反対
闘争の発展の上に立っており、
在日朝鮮人運動の新たな一頁を
今日において開きつつある。

民族差別の実態核

① 差別実体の階級的分析

在日朝鮮人に対する民族差別
の根拠を明らかにし、われわれ
が注目しておく必要のあるもの
に、朴哲錫「民族差別反対闘争
の現状と今後」(新地平)一九
八三年一月号)がある。

朝鮮分断および在日朝鮮人に
対する管理と同化主義は、国際
帝国主義秩序、ひとにぎりの抑
圧民族による従属諸民族に対する
搾取への日本の同化を意味し
ているものである。そして、
抑圧民族プロレタリアートの改
良主義の強さは、国内における
相対的過剰人口の圧力とともに

の下の社会状態に対する立場
的把握と構造的把握(一〇五頁)
の検討が前提となるのであり、
この前提が日本人左翼において
マルクス主義的解決を与えられ
ていない。

② 俗流的民族差別論の破産

ソウルと東京を敵対下におい
てなされた全斗煥来日・天皇会
見という新植民地主義の政治キ
ャンペーンに対して、日本のプ
ロレタリアート・民衆が自らの
思想と実践において前提的に必
ずしくおこなうべきことは、T・
K生も言う如く、「この民族は歴
史上絶えず外勢の侵略を受けて
きたが、決して屈従することし
なかつた。このような歴史を、
この国民はまた反復するに違ひ
ない」(世界一一〇月号)とい
う歴史的真理である。

三世界全般に通じる認識は九
七〇年代に確立されている。こ
うした進歩的的民族主義が光州
起を契機として今日韓国民族主
義運動に派打ち、プロレタリア
労働者階級の階級闘争と結合を
不可避として、帝国主義的新植
民地主義政治に對しては、

徐論文は、差別「減少」の根
拠としての佐藤勝己の生活水準
向上論を、差別「貧困」は相対的
概念であつて過去との違いを差
別減少の根拠にすること自体が
無意味な話だと論破しつつ、生
活向上「差別減少」は自覚稀薄化
という一面の定式に對し、運動の
階級的質との関連において生活
向上が「すそ野の広い底辺層の
人々の意識を覚醒させて運動へ
参加させる」基盤を作り出す系
口(一六〇頁)になりうるという
考えをも明らかにしている。

侵略史の現代的更新

この国民はまた反復するに違ひ
ない(世界一一〇月号)とい
う歴史的真理である。
戦犯天皇の「遺憾」発言を目
玉商品とする日本帝国主義アル
ジョアジの全斗煥召日は、日
本帝国主義にとって、アジアに
むけた新植民地主義侵略のさら
なる深刻化において、朝鮮侵略
を極軸の環として全斗煥の政治
的後見人たることの公然とした
宣言である。

とりわけ政治的には、韓国民
衆革命における「植民地残滓の
清算」とは、三・一独立運動の
理念に照らしての戦後朝鮮史総
括(八・一五・四・一九一五・
一六)に重要な位置を占めるも
のであり、その点における社会
構造変革の未達成が従属の主体
的原因をなしているという、第

在日韓国・朝鮮人が物質的に豊
かになるということは、前述し
たように「差別が減少しつつあ
る」動かすことのできない証拠
なのである。(同上)と。
部落問題における融和主義、
日本共産党の部落解消論の位置
に相当するようなら、佐藤
は立っているものであり、これは
元スターリン主義の出自にもか
かわることであるが、差別問題
を貧困問題に解消する理論をも
つては、「差別問題」において
その客観的な位置の相違という
ことは消されてしまひ、部落民
や被抑圧民族が自主的組織に団
結する主体的契機の独自性を対
象化することができない。この
主体的契機の独自性、被抑圧民
族の抵抗の契機を対象化するこ
とのない民族差別論とは何ぞや
ということなのである。

て、在日朝鮮人問題において民族差別を遺制として規定することとは、民団「差別白書」第一集(一九七七年)に「旧植民地時代に植えつけた根柢のない優越感の名残り(一〇頁)として、第二集(七八年)では「差別感、排斥感、第二次大戦前の植民地時代に醸成され、戦後の連合軍占領時代に固められた(二〇頁)として定式化されていることである。

民団は、民族差別反対闘争が民族闘争として発展することに反対して、日本定着化を前提とした「民生運動」に問題をすり替えて「対等な立場に立つての同化」(第三集三五頁)を論じて、佐藤勝己も先を路線化して「いたのである。佐藤の民族差別減少論は日本人側の俗流的な民族差別論の破産のまた一つの事実である。

(二) 労働階層制と民族差別

対して、日本プロレタリアートは労働問題としての民族差別問題という観点から、朝鮮プロレタリアートの階級闘争の結合にすべく、朝鮮プロレタリアート人民の解放闘争と真正に連帯結合すべき日本プロレタリアートの階級闘争の質を革新してゆかなければならない。ここで日本人側の日韓連帯闘争と民族差別反対闘争との根本的な結合も達成されなければならない。

在日朝鮮人が民族差別反対闘争の大衆化を追求するなかから、全民族課題としての見地に成長すべく、「民族差別」と闘うことは、民族闘争である(民間連第五回全日交流集会・崔勝久講演)といったテーゼが、韓国民主化闘争の思想と実践のつながりを自らに一体化しようとする志向をもつて出てきていること、等

を視野におさめて、差別実体の階級的説明が日朝プロレタリアートの結合の綱領問題にすべからなければならない。差別実体論における超階級性属性とする俗流的な民族差別論が、戦後三〇余年の在日朝鮮人問題の変化現象面に目を奪われ、在日朝鮮人への管理支配に対する日本帝国主義側の方角づけに足をすくわれざるをえないという事は、急進民主主義の見地にとどまれている日本プロレタリアートにも開かれていく。だが、日本帝国主義の朝鮮・アジア新植民地主義支配の強化とそれに對する朝鮮・アジアのプロレタリアート人民の闘争が被抑圧民族ナショナリズムの新たな次元階級的内容を不可避とする事、在日朝鮮人運動は異質ではありえないのである。

方法から、在日朝鮮人の職業と賃金等の生活条件を分けて叙述しては、在日朝鮮人労働問題としてはこれを統一的に見なければならぬであろう。一九三〇年の在日朝鮮人労働者の賃金が日本人労働者の五九%であったことに対して、朴在日は「労働力が商品として売買される場合に於て民族性も労働力が持つ属性の一つであるに過ぎない」と答えている(七五、七六頁)として、賃金差の原因に、第一に「労働力の使用価値の差」をあげ、第二に「朝鮮人労働者が相対的に劣勢に置かれた」とし、第三に「市場に登場した労働者の数が朝鮮人である事にある(七六頁)」としている。この最後のものにおいて「日朝労働者の賃金の差は植民地民族に対する差別に起因する(同)」と彼は述べている。

では朴在日のいう「労働力の使用価値の差」の概念内容が問題となるが、それは「同一産業部門内での熟練労働と未熟練労働が各々受ける賃金額の相違」として、日朝労働者の賃金の差は「何よりも朝鮮人労働者が産業界の未熟練労働面を占める割合に起因している」と述べている。

「すなわち、消耗品としての労働力から廃品としての労働力に転換されるという事が戦後在日朝鮮人対策の階級の本質の核となっている。そこから在日朝鮮人のスクラップ・投棄としての排外追放と、その抑圧解體を通じてヒルド(同化)政策が社会的に打ち立てられ、その一貫性は変わらぬ(「新地平」一九八三年一月号一一頁)。

戦後直後における北海道等での朝鮮人・中国人労働者の蜂起は日本人炭鉱労働者の再起に大きな影響を与えたが、植民者の引揚げと復員兵による産業界人口過剰が基本的経済要因となつて朝鮮人は従来の産業界労働者から追放された。

に集中していた事に起因するその事からくる直接的反映である(七六頁)とされている。この新たな「労働力の使用価値」として生まれた労働に他ならない。熟練労働はより多くの労働を供給し、賃金は「労働の価格」という現象形態で提供された労働量に對するという形式を保っているが、労働力の総価値(総再生産費)がこの現象形態のものと個々の労働者の提供労働量とに個々の労働者の提供労働量に配分されるのであり、他方、熟練労働と未熟練労働の賃金差は養成費の差と階級制によって説明される。

この賃金差を「労働力の使用価値の差」にただちに帰因させるには、暴露されるべき中間諸項とをばらばらにするべきである。むしろ、熟練労働者の賃金差を労働力の使用価値の差にみよるといふ形で、資本の搾取強化と労働者支配との手段が隠蔽されるといふことが、労働力の売買という流通過程に属する現象と「労働の価格」という賃金の現象形態に派生するのである。熟練労働と未熟練労働の賃金差は、階級と日朝労働者の賃金差との関係は、したがって、労働の階級に民族の要素が導入され、それ自体として階級制が維持強化されることとなる。この新たな階級制の維持要素として格差賃金を民族差別抑圧が付加された手続となつたことであり、他方で、また、朝鮮人労働者に対する臨時補充的な雇用を常態として不熟練性を固定化し、総労働力の価値からの熟練労働の養成費の配分において朝鮮人労働者を疎外し、それどころか朝鮮人労働者の賃金・労働条件を「労働力の再生産が全然考慮されていない」急速なきいにおいて労働力に「急激に破壊され、労働人口は死滅していく(七七頁)」に強制していることを実存条件とするということである。

この植民地支配を編入した労働階級制には、部落民、沖繩、奄美、アイヌ等の労働者との競争があり、複合した死傷的役割が担われていたのである。

朴在日は、破壊・消耗的性質の朝鮮人労働者の賃金差別に加えて労働条件における差別をあげ、実際には雇用における差別は賃金差が表現するものよりもより激しいことを明らかにしている。

彼らは未払い賃金も支払われず、生活保障なく路頭に放り出され、従来の失業者の職業も殺到する日本人失業者に奪われた。戦後朝鮮人の大量帰国はこの事にも一部は起因している(「朴在日」前掲書六五頁)とは、いくぶんひかめぬ表現にみえる。それまでの未払い賃金・差別賃金等に対する請求権もそこそこ多くの朝鮮人が帰国したことに多くは、植民地解放・民族自決と日本における経済的圧迫という諸条件があり、日本人プロレタリアートが未だに眠りかけているということも含まれている。

戦後の経済・行政混乱において残留した朝鮮人が小商売・開店に生業の道を見出したこととは、「一切の就労又は職場から閉め出されたことによる当然の結果であつて、よく言われる如くその逆ではない(六六頁)」

(三) 戦後「在日」の経済的地位

われわれはここで、在日朝鮮人問題の名著である朴在日「在日朝鮮人に関する総合調査研究(新紀元社、一九五七年)を簡単にであらふかえり、今日の民族差別実体の階級的暴露に繼承することが必要であらう。

朴在日はその「序」において日本における朝鮮人の存在を少数民族でもなければ移民でもアメリカ人黒人のようでもないとして、「モーゼの「エジプトの民」の如き取り残された民族集団としての存在であり、今日朝鮮人は日本国内で一種の流民としての境遇下において民族受難の新しい一頁が綴られていく」として規定している。朴在日論文が書かれた当時とは今日とは日本政府の対朝鮮人政策は様相を異にしているが、排外主義と民族自決に対する朴在日の態度は「果して日本が期待しているように、朝鮮人は漸次的に本国に退去しそれによって近い将来「朝鮮人問題」が解消し得られるものであるかどうかが、また国際的な転回を待つより外に今日の在日朝鮮人問題を解決する主体的方策は絶無なものかどうかが、何れにしろ疑問なしとしない」という「序」のくだりにかきま

る事ができる。朝鮮人職業の基本条件が考察されているところで、朝鮮人労働力需要の具体的様態が日本経済全体の消費を含めた労働力需要と関係とそこに現われる在日朝鮮人労働力の質いかん規定される、という朴在日の観点をわれわれは見いだす。

日本人プロレタリアートの階級的怠慢の明らかな朝鮮人強制連行・強制労働に関する実態調査をふまえた日本帝国主義の朝鮮侵略体系のなかで朝鮮人労働問題を位置づける点では、朴在日は歴史の制約のうちにあつたそのうえで朴在日の朝鮮人労働問題分析の特徴は、労働力の使用価値に限定して在日朝鮮人労働力の特質規定——未熟練の農民労働という「朝鮮農民的性格」が基本であり、近代的産業労働者と代替しえず、日本人労働者と比較にならないほどすべての生活手段から断絶されたプロレタリアートのそれと「低賃金」長時間労働「不快不潔な過激労働」という朝鮮人労働力雇用の三大条件が、上記の特質に「直接的に帰因しているもの(四六頁)」と朴在日はい

う。使用価値側面への限定性からくるものと見ざるをえない。ともあれ朴在日は、使用価値面から、朝鮮人労働力が「不快不潔な長時間労働」での低賃金という雇用条件にしばりつけられ、主に土木人夫、採炭夫工業における最下層労働部門、汲取業の場合のような最下層部門等で最下層労働における日本人労働者との補充・代替性をもたない競争関係に立っていたこと、相対的過剰人口として「失業もまた「在日朝鮮人」という存在にとつては本質的に不可避なもの(四九頁)」であり、失業が恒常的であることから都市細民的副業職の恒常性が朝鮮人労働力の産業予備軍を吸引・反撥するブルジョアとしてあること、「日本国内で朝鮮人に与えられたかかる座もまた日本帝国主義の隷屬下にあった朝鮮人にとって不可避的な宿命でもあった(五一頁)」ことを明らかにしている。

在日朝鮮人の失業が日本人労働者のそれと「質的に違つたもの(六三頁)」であることを、われわれは問題の核にふれるものとして、ふまえておかなければならない。

朴在日はいわば労働市場論的

に集約した事に起因するその事からくる直接的反映である(七六頁)とされている。この新たな「労働力の使用価値」として生まれた労働に他ならない。熟練労働はより多くの労働を供給し、賃金は「労働の価格」という現象形態で提供された労働量に對するという形式を保っているが、労働力の総価値(総再生産費)がこの現象形態のものと個々の労働者の提供労働量とに個々の労働者の提供労働量に配分されるのであり、他方、熟練労働と未熟練労働の賃金差は養成費の差と階級制によって説明される。

この賃金差を「労働力の使用価値の差」にただちに帰因させるには、暴露されるべき中間諸項とをばらばらにするべきである。むしろ、熟練労働者の賃金差を労働力の使用価値の差にみよるといふ形で、資本の搾取強化と労働者支配との手段が隠蔽されるといふことが、労働力の売買という流通過程に属する現象と「労働の価格」という賃金の現象形態に派生するのである。熟練労働と未熟練労働の賃金差は、階級と日朝労働者の賃金差との関係は、したがって、労働の階級に民族の要素が導入され、それ自体として階級制が維持強化されることとなる。この新たな階級制の維持要素として格差賃金を民族差別抑圧が付加された手続となつたことであり、他方で、また、朝鮮人労働者に対する臨時補充的な雇用を常態として不熟練性を固定化し、総労働力の価値からの熟練労働の養成費の配分において朝鮮人労働者を疎外し、それどころか朝鮮人労働者の賃金・労働条件を「労働力の再生産が全然考慮されていない」急速なきいにおいて労働力に「急激に破壊され、労働人口は死滅していく(七七頁)」に強制していることを実存条件とするということである。

この植民地支配を編入した労働階級制には、部落民、沖繩、奄美、アイヌ等の労働者との競争があり、複合した死傷的役割が担われていたのである。

朴在日は、破壊・消耗的性質の朝鮮人労働者の賃金差別に加えて労働条件における差別をあげ、実際には雇用における差別は賃金差が表現するものよりもより激しいことを明らかにしている。

彼らは未払い賃金も支払われず、生活保障なく路頭に放り出され、従来の失業者の職業も殺到する日本人失業者に奪われた。戦後朝鮮人の大量帰国はこの事にも一部は起因している(「朴在日」前掲書六五頁)とは、いくぶんひかめぬ表現にみえる。それまでの未払い賃金・差別賃金等に対する請求権もそこそこ多くの朝鮮人が帰国したことに多くは、植民地解放・民族自決と日本における経済的圧迫という諸条件があり、日本人プロレタリアートが未だに眠りかけているということも含まれている。

戦後の経済・行政混乱において残留した朝鮮人が小商売・開店に生業の道を見出したこととは、「一切の就労又は職場から閉め出されたことによる当然の結果であつて、よく言われる如くその逆ではない(六六頁)」

戦後の経済・行政混乱において残留した朝鮮人が小商売・開店に生業の道を見出したこととは、「一切の就労又は職場から閉め出されたことによる当然の結果であつて、よく言われる如くその逆ではない(六六頁)」

表1 戦前と戦後の在日朝鮮人職業

職業	1952年			比率	1940年		
	男	女	計		計	比率	
農業	7,059	3,097	10,156	5.3%	27,511	5.2%	
林業	639	162	801	0.4	4,094	0.8	
漁業	53	0	53	—	68,636	13.1	
工業	19,793	4,780	24,573	12.6	179,976	34.3	
建設	19,600	391	19,991	10.3	100,258	19.1	
商業	26,520	4,666	31,186	16.1	32,563	6.3	
飲食					38,104	7.3	
サービス	3,585	1,572	5,157	2.7	6,914	1.3	
娯楽	5,687	1,520	7,207	3.7			
交通	5,752	126	5,878	3.0	36,238	7.0	
公務	5,814	1,423	7,237	3.7	10,848	2.1	
家事					4,224	0.8	
その他	29,790	5,798	35,588	18.4	13,927	2.7	
無職	28,241	17,843	46,084	23.8			
計	152,533	41,378	193,911	100.0	523,293	100.0	
無職(学生)	85,464	47,968	133,431	24.9	178,580	14.5	
従属	(48,078)	(43,622)	(91,700)	(17.1)	(174,546)	(14.1)	
計	64,304	144,157	208,461	38.9	539,442	43.4	
計	302,301	133,503	535,804	100.0	1,241,315	100.0	

出していくが、そこではそこで銀行信用からの排除において同化の圧迫がある。生産部門朝鮮人資本も労働の集積が制限されているところから倒産率が高くなり、というように労働の集積のいわば絶対的な制限の原因となり結果となる。在日朝鮮人資本のその後の蓄積形態の一つとして副業的不動産資本があるという事、こうした生産部門朝鮮人資本の制限から説明される。韓国資本主義の解明と切り離された韓国「自主的民主主義」(李承成)が抽象性をまぬがれないように、在日朝鮮人資本の性格分析と在日朝鮮人労働論とは不可分である。

在日朝鮮人の差別的賃金収入と過重労働は、日本資本の「雇用者自身に於ける差別」を実存条件として、戦後朝鮮人零細企業においてより苛酷に具現されていく。それは日本人失業者でも手をつけるに劣る条件の生活で糊口している在日朝鮮人失業者の「春窮」的生活条件を基礎として、労働の需給法則の運動を日本人労働者と異にする在日朝鮮人労働者の賃金が規定され、またそれ故に同胞企業内での日朝労働者の賃金差別もあるといふことである。

戦後日本資本主義は、敗戦によって過剰人口を伴つて労働者人口を資本蓄積の一般的法則下に再編成し、資本の再膨張の基礎としたが、そうするにあつて朝鮮人労働力をお払い箱にして労働市場から疎隔した日朝労働者は雇用者自身におおぼろげに差別され、労働者の増大に對する被救恤階級としての在日朝鮮人失業者は救恤されざる被救恤階級に位置づけられた。彼らは産業予備軍のそのまた低位置に民族の疎隔をもつて位置づけられている。統計にあらわれた在日朝鮮人の被生活保護者数は表二の如くである。

差別性と低位性の更新は、基本的に朝鮮人部落への失業者群の滞留の必然性であるが、その更新が雇用者自身に於ける差別的諸結果であること、混住・拉散の傾向をもつたもの

異を、現実と比べてきわめて過大に評価したままで今日に至るまで「三六六」(三六六頁)が、いかなる権利のいかなる適用かの権利性質の具体化を困難にしているという定立から出発する。このように大沼は、幼方の「民族自決権」にもとづく新しい多民族国家論と違った理念から定住外国人問題を位置づけようとしている。

大沼は近代国民国家の理念を社会契約論の国家観とし、出生による取得を原則とする国籍は自由な個人の主体的意思決定と示すものの、住民の生活が基本的に国内でとり結ばれることによつて、「国民」住民という等式が事実上成立して「近代国民国家における個人と国家の結びつき」が支えられ、加えて一九世紀における国家の優越的地位と主権概念の一体的強調、人権概念の未成熟という一般的精神風土(三四四頁)を背景として、「国籍を基準とする二元主義的枠組」による外国人の権利否定・制限を原則とする発想の

支配があった、としている。そしてこれに対し、「国家」の概念が、少なくとも法関係を説明する正当化根拠として次第にその優越的地位を失い、「人」たることに基づく人権観念が諸個人の諸権利の根拠として強調され、しかも共同体の一員として国家領域内に居住する外国人が数十万、数百万という数を占める今日の状況で大沼は対置し、「国民」住民の等式を事実上の前提として、権利・利益の享有を考慮することは、理念の上でも現実の上でも著しくその妥当性を減らすこととなった。この決定は、この国においてその擬制的性格を露呈せざるを得ない(三四四頁)と主張する。

1

精神障害者と精神医療・精神病院との関係のあり方に、今日の精神障害者が社会的に差別され抑圧されている具体的問題点があることは明らかである。歴史的にみると、精神医療は精神医学が社会的地位を確立したのは一七一一世紀のことである。それまでは地方分権的な権力が、浮浪者、乞食、身体障害者、精神薄弱者などを一緒に収容所へぶち込んでいたが、資本主義国家の確立とともにブルジョア社会——土地と一体化を基礎とした共同体生活から切り離され自身の労働力を資本家に売ることによってのみ生きてゆける社会——にならざるを得ない人々を収容所などで適度に抑圧して分類処遇するようになり、精神障害者は「医師の監督と決定」の下に置かれるようになった。こうして資本主義社会での精神障害者の社会的に低位な地位は、「精神医学の社会的政治的地位の確立」ともいえる。精神障害者は、フランス革命の「狂気故

にかわつて大沼が主張する基準は、「政治共同体としての国民国家」への帰属が意味をもつ分野(三三五頁)における国籍に加えて、社会一般における社会構成員(領域共同体の一員)としての居住、生活、難民・無国籍者についての生存権の必要性である。

現代資本主義、過渡期世界の矛盾の進展が法理論に反映していることは、事実である。マルクス主義者でない大沼から、この法理論に反映している唯物論的事態、国籍基準の擬制化をもたらし、国籍の徹底を期待することは、できない相対である。

2

責任なし」という観念によりブルジョア民主主義の権利を法律上認められず、労働の機会を与えられないことによつて経済的に困窮させられ、かつ社会的に差別を受けるとなつた。精神医療が医療行為にとどまらず政治的意義をもっていることは、その出生からも指摘できる。また優生思想・保安処分(日本の精神医療の師クレペリンに責任なし)という観念によりブルジョア民主主義の権利を法律上認められず、労働の機会を与えられないことによつて経済的に困窮させられ、かつ社会的に差別を受けるとなつた。

あるが、われわれが目するの「政治共同体としての国民国家」(日本における長期在留外国人としての朝鮮人・中国人とその家族「ジュリスト総合特集「現代の家族」)としての領域に属する人々の権利をめぐり、争つて次々に続けていこうとするのである。

すなわち、定住外国人の人権論の基準としての社会構成員性を「人種、性、民族的、社会的出身など、さまざまな分野に共通する非差別規範の環(三三五頁)をなすもの」としていることである。大沼は「非差別法の展開のなかで、外国人、とくに居住外国人に対する非差別が一般的規範意識として確立しつづける(三三六頁)生活一般の関係において定住外国人を外国人と見做し差別処遇する(三三九頁)」と述べている。

3

精神衛生法に明示されているように、精神障害者は「公共の福祉」の名の下で地域住民、行政機関によつて監視され、いつでも警察権力によつて精神病院に強制収容される。それ故、精神病院の機能の主たるものは、治療ではなく収容し精神障害者を著しく低位な社会的地位へ押し下げることに直接の利益を得ている。精神病院への入院の禁止と、精神病院の段階的廃止に必要なプログラムを含む公衆衛生改革案を、一九七八年五月に議決している。

もちろん事態の経済的背景は一九六〇年代以後のヨーロッパ資本主義国における第三世界の移民労働力利用の増大であり、アメリカにおける黒人闘争とその影響をうけた国内被圧迫諸民族の国内環境の可能性に対する社会政策の大転換である。

そのほか、戦後資本主義の内部市場の発展、いわゆる「経済のサービシズ化」があり、「社会福祉政策」と新植民地主義との調和、資本の新たな搾取増大が含まれ、被圧迫民族・人種労働者の低位性が含まれているわけだが、旧植民地体制に代った国内における人種的差別をそのまゝの形で法規規範のうえに継続することが困難になつてい

国際主義の階級政治へ

幼方直吉は「定住外国人の法的地位について」で次のように述べている。「国内少数民族ないし定住外国人は、多民族国家形成の不可欠の要素であり、彼らの合法的権利を認め、合法的に認められたいと願ふことは、その権利を認めることによつて、日本の「自然の産物」と認められ、本の一民族国家観がだいに克服され、国際主義の教育を可能ならしめる地盤が形成されるであらう。(三三九頁、四四〇頁)」

よる数億の従属諸民族の搾取であるといふことから、富裕民族の内部での平等・非差別規範の階級闘争と被圧迫民族解放闘争の階級闘争との結合とならなければならない。この結果、甲国において、失業者の増加、賃金水準の低下、国民の生活水準の低下、流入者による犯罪の増加等生活環境の悪化、人口の増加による公共負担の増加など、さまざまな問題が生じてくるであらう(三三六頁)。

このように福祉国家論的排外主義は人口論との結びつきという特徴をもっている。抑圧民族における福祉政策が帝国主義政策の補完的な仕上げの意味をもっていることを基盤とし、労働者大衆の七〇年代帝国内における生活保護を材料にした、この排外主義煽動の「デマゴギー」性は、坂中自身がそのすぐ前でも強調してやまなかった「国民的志向」(三三九頁)の一体感(三三九頁)ないし「経済的相互依存関係と、人種、歴史、文化、宗教、習俗等の同一性に基つき歴史的に形成されてきた国民共同体」(三五頁)は否の根もかわかないうちに姿を消し、たまたま自己の「人間の本性」をもち出していること、すなわち内実を不可避としている。

投稿

内務官僚、刑事政策家と協力して多くの大精神病院をつくり、反共反ユダヤの「社会精神医学」を提唱している。イデオロギー的・実践的基盤を形成してきていることからもいえる。精神医療が政治的的属性をもっている限り、あれこれの治療技術や施設等の改善によつて精神病院に特有のものであることからもいえるであらう。

隠された言葉であり、それに対する予防としての非差別規範の法的確認は、したがって管理強化を必ずともなっている。帝国主義ブルジョア階級はまた、第三世界の搾取の分けまえをめぐつての政治行動に非差別規範の確認を組みこんでいる。

ともあれ、社会的平等の要求の増大に対して、不可分一体の主権——とかの資本主義国家の国民国家規範は抑圧民族において修正をよぎなくされていこうとすることがこゝにあり、この面から諸民族プロレタリアートの接近とそれが社会革命的階級闘争の連関の強化を含めること、今日のプロレタリア国際主義は、現代過渡期世界のこうした傾向・特徴をとらえて登場しなればならぬ。

非差別規範の位置

われわれはここで国際人権法に属する規範をくり返すつもりはない。先進資本主義国での非差別規範の成熟といふことの階級闘争にとつての意義をよむうとするものである。

「生活保護」があり、今日の日本帝国主義は社会保障の旧水準の維持を帝国主義間競争に、重荷としている。がゆえにそれに対して闘わなければならないのであるが、民族差別反対闘争は在日朝鮮人を日本社会に吸収解消するといふ傾向と闘うものでなければならぬ。

国内被圧迫民族の政治的自由完全な居住権等々は最小限綱領の大きな項目であり、まさに国際主義の教育という見地に重大である。これはまた、それらの歴史的個性をもつた被圧迫諸民族自身のインターナショナルな結合への支持によつても支えられなければならない。プロレタリアートが被圧迫民族の同化の禁止と政治的自由のために闘うことは国際主義の政治的自覚教育にとつて重大であるが、それは多民族国家という国民国家の要求に第一義的な地位を与えるものではない。

精神障害者と精神病院

精神障害者が以て降つたように、一九八〇年末以降の精神病院入院の禁止と、精神病院の段階的廃止に必要なプログラムを含む公衆衛生改革案を、一九七八年五月に議決している。

してはならず、必ず第三世界の解放闘争と結合しなければならない。抑圧民族プロレタリアートの階級闘争と被圧迫民族解放闘争との結合の媒介とならなければならない。

このように福祉国家論的排外主義は人口論との結びつきという特徴をもっている。抑圧民族における福祉政策が帝国主義政策の補完的な仕上げの意味をもっていることを基盤とし、労働者大衆の七〇年代帝国内における生活保護を材料にした、この排外主義煽動の「デマゴギー」性は、坂中自身がそのすぐ前でも強調してやまなかった「国民的志向」(三三九頁)の一体感(三三九頁)ないし「経済的相互依存関係と、人種、歴史、文化、宗教、習俗等の同一性に基つき歴史的に形成されてきた国民共同体」(三五頁)は否の根もかわかないうちに姿を消し、たまたま自己の「人間の本性」をもち出していること、すなわち内実を不可避としている。

精神障害者と精神病院

著しく低位な社会的地位への精神障害者の固定から直接的利益を得ている。精神病院への入院の禁止と、精神病院の段階的廃止に必要なプログラムを含む公衆衛生改革案を、一九七八年五月に議決している。

「補注」
いわゆる坂中論者が、日本帝国主義の新たな在日朝鮮人管理の方向を打ち出していることは多くの論者が指摘している。われわれはここでは、坂中の「出入管理の意義」論のなかから、福祉排外主義とも規定しうる、今日の帝国主義的排外主義イデオロギーの様相がよりこぼれておかなければならない。

「補注」
坂中英徳は「主権国家」として、国民の生活を守り、国内秩序を維持し、あるいは国民文化を保持することがその存在理由の所在である(「今後の出入管理行政のあり方について」)。

精神障害者と精神病院

「補注」
福祉国家論的排外主義の煽動が現実性を装う条件は、日本帝国主義の植民地主義が経済的被害者国に膨大な過剰人口、貧困をつくり出しつつあることである。新植民地主義のうまみをめぐつての帝国主義間の競争が帝国主義プロレタリアートのより強度の搾取、社会保障縮小となつていこうと、帝国主義国プロレタリアート大衆が改良主義と「大衆」意識の下で排外主義体制を打ち破る階級的闘争を「回復」していき、分断されつつあることである。

「文責・岩木九郎」

「補注」
福祉国家論的排外主義の煽動が現実性を装う条件は、日本帝国主義の植民地主義が経済的被害者国に膨大な過剰人口、貧困をつくり出しつつあることである。新植民地主義のうまみをめぐつての帝国主義間の競争が帝国主義プロレタリアートのより強度の搾取、社会保障縮小となつていこうと、帝国主義国プロレタリアート大衆が改良主義と「大衆」意識の下で排外主義体制を打ち破る階級的闘争を「回復」していき、分断されつつあることである。

精神障害者と精神病院

著しく低位な社会的地位への精神障害者の固定から直接的利益を得ている。精神病院への入院の禁止と、精神病院の段階的廃止に必要なプログラムを含む公衆衛生改革案を、一九七八年五月に議決している。

貨幣論研究 宇野浩二論のマルクス批判の概

はじめに

今日の金融資本の蓄積様式は、ヒルファディングやレーニンが分析した時代とは様相を異にしている。それは典型的には資本の商品化一般化し、他人のものであれ労働を投下して商品を生産する意味で、実の経済をなす産業資本に対して、労働実体をもたない虚の経済とでもいべき膨大な仮空資本の蓄積が進み、これが実の経済を支配している点にあらわれている。

金融資本を分析するためには、虚の経済の支配的資本範疇たる「利子生み資本」の原理的構造が不可欠である。ところが「利子生み資本」を分析対象とする信用論は、「資本論」の叙述自体が歴史的制約もあつて完成されていないことあり、派手に行なわれた「資本論」の解説をめぐる論争も実をあげていず、今日の金融資本分析を志す者にとってはその成果はあまりにも貧困である。

そういうわけで、今日の金融資本分析の前提とならうる「利子生み資本」の原理的構造という作業に手をつける際には、いくつかの予備的作業が要請される。展開されていくべきである。

第一章 貨幣資本家想定否定の問題

(一) 誤読にもとづく批判

宇野は利子生み資本（貸付資本）を「原理論」でいかに説くべきか、ということについて、独自の観念をもっている。

「原理論としての貸付資本の規定をなすにあつては、他の場合と同様に純粋の資本主義社会において、その資本の再生産過程の内に形成せられる資金が、資本家的に利用せられるものとして展開されなければならない。」（宇野弘藏著作集「四巻、一七四頁、以下本章で宇野からの引用は同書」というのがそれであるが、この観点から「資本論」の利子生み資本論に対し、次のように批判する。

「貸付資本の展開が、最初から産業資本家——しかもそれは資本を全然所有しない、機能資本家として抽象されたものであるが、それ——と貨幣資本家——それらから抽象して対応して貨幣の「資本」としての単なる所有者たる貸付資本家となるのであるが、それ——との対立においてなされるという点に問題がある。資本家と労働者と土地所有者とから成る純粋の資本主義社会において——（中略）——なされる貸借関係を解明する

(二) 批判は途中で挫折

宇野は利子生み資本（貸付資本）を「原理論」でいかに説くべきか、ということについて、独自の観念をもっている。

「原理論としての貸付資本の規定をなすにあつては、他の場合と同様に純粋の資本主義社会において、その資本の再生産過程の内に形成せられる資金が、資本家的に利用せられるものとして展開されなければならない。」（宇野弘藏著作集「四巻、一七四頁、以下本章で宇野からの引用は同書」というのがそれであるが、この観点から「資本論」の利子生み資本論に対し、次のように批判する。

「貸付資本の展開が、最初から産業資本家——しかもそれは資本を全然所有しない、機能資本家として抽象されたものであるが、それ——と貨幣資本家——それらから抽象して対応して貨幣の「資本」としての単なる所有者たる貸付資本家となるのであるが、それ——との対立においてなされるという点に問題がある。資本家と労働者と土地所有者とから成る純粋の資本主義社会において——（中略）——なされる貸借関係を解明する

今回の提起はその一つである。資本主義の危機は資本主義的生産様式そのものが形成されているかを読みとる事が実践活動における重要な課題の一つであるが、今日の帝国主義の虚の資本が支配的となることによつてこの危機の形成自体についての叙述自体が歴史的制約もあつて完成されていないことあり、派手に行なわれた「資本論」の解説をめぐる論争も実をあげていず、今日の金融資本分析を志す者にとってはその成果はあまりにも貧困である。

そういうわけで、今日の金融資本分析の前提とならうる「利子生み資本」の原理的構造という作業に手をつける際には、いくつかの予備的作業が要請される。展開されていくべきである。

宇野自身、この批判の直前で引用しているように、「資本論」ではこの部分は、「一〇〇ポンドを所有する者」が、その所有者にたいして、彼の資本によつて生産された利潤の特定部分たる利子を取捨する力を与える、ということとは明らかである。もし彼が、他人にこの一〇〇ポンド（を貸し）与えなかつたならば、後者はこの利潤を生産しえず、総じてこの一〇〇ポンドに於いては資本家たりえない」といふのである。

だが、マルクスはここでその論旨は、百ポンドの所有者がこれを所有することの意義について述べているのであり、機能資本家については、百ポンドの借入れがなければ、その分に関しは資本家たりえない」といふのである。

このあいまいな言葉は、宇野が例の部分の誤読にもとづいて自己の「資本論」批判を提起してき、この論文でそれを詳しくあつげようとしてこまで筆を止らしたとき、「いっていいないことではない」といふように、自分の誤読内容以外の解釈を紹介した上で、宇野はその批判へと移

第二章 「資金」の商品化論の問題

(一) 宇野説の概要

資本の商品化についてのマルクスの理論に対する宇野による最初の批判は「経済原論」でなされている。

「なお貸付資本は、これもまた後に明らかにするように資本を貸付けるものとして資本家の手に入る。いつでも資本として機能し得る貨幣を貸付けるといふことは、それ自身資本を貸付けるわけではない。貨幣を貸付けることが、そしてそれによつて利子を得ることが、かかる貨幣の所有者にその貨幣を資本たらしめるのである。したがつてその貸付に対して得られる利子は資本の価値ではなく、貨幣の一定期間の使用に対する対価に過ぎない。ここでは貨幣自身が商品となるのであり、なお資本が商品となるのではない。この点マルクスの説くところと異なるが、ここでは単にその点を指摘するにとどめておく。」（宇野弘藏著作集「一巻、二五九頁」）

宇野はこの見解を後日「経済学方法論」で詳しく展開したが、ついでにそれを検討しよう。

宇野はこの本では、マルクスの設例にある利子生み資本を、利子を得るために資本の貸付をえらぶ貨幣資本家の利子生み資本であると規定し、これを利子付資本Iと名づけ、次に、宇野独自の資金説にもとづき、「産業資本の循環運動中に必ず生ずる遊休貨幣資本が、銀行資本の媒介によつて資金として他の産

えないことではない」といふように自分の誤読に気づいたことによるものではないか。

ここで誤読に気づいたものの、それをあらためれば、自分のそれまでの展開が無に帰してしまふので誤読を認めるわけにはいかない、というふうな心理状態が存在したということからしか、このあいまいな言葉の説明は不能であらう。

つまり「いっていいないことではない」といふように、自分の誤読内容以外の解釈を紹介した上で、宇野はその批判へと移

利子を得るという点に問題がある。資本家と労働者と土地所有者とから成る純粋の資本主義社会において——（中略）——なされる貸借関係を解明する

この点でマルクスの主張を部分的に認めておきながら、しかし宇野は、今度は両者の関係は「商品の売買関係以上のもの」なのに、マルクスは「この関係をも特殊の商品の売買関係となす」といって批判する。つまり「同じ「価値」の「貨幣」が「返還」されるにしても、「貨幣の借手」が買った「貨幣の資本としての使用価値」が返還されるわけではない。」（二五五頁）の

「マルクスは、ここでは貨幣を資本として『商品』としながら、実は『資本』としての使用価値を有する貨幣の貸借関係をもっている(二五五頁)というわけである。」

この関係を売買とみなせないのは、利子を貨幣の資本という使用価値の代価としえないというところにある、といったことをつけ加えた上で、宇野は利子付資本IIの場合には売買関係になつていないという。

「(二)でも『資本』として使用せられる貨幣が直ちに『資本』という商品にせられるのである。そしてその使用価値が『平均利潤を産む能力』とせられるのであるから、利潤の一部分をなすにすぎない利子をその代価とするわけにはゆかなく、貸手と借手の関係は、商品の売買関係ではないのである。ところが先にあげた利子付資本IIにあつては、貸手と借手との関係は単なる貸借関係ではない。それは売買関係としてあらわれる貸借関係である。貸手は、貨幣を借手に譲渡して、一定期間後に返還されるのであつて、その点ではたしかに貸借関係であるが、しかしこの貨幣は一定期間自由で使用されるものとしていわゆる資金をなし、その使用価値が一定の代価をもつて借手に売却されるのである。それは『貨幣』を商品として売買するものといつてよい。利子はその価値あるいは価格をなすわけである。」(二五六―二五七頁)

宇野は利子付資本IIに、その貸借関係が売買関係である理由について、次の諸点をあげてゐる。

第一に、「ここで売買される貨幣は、一般的に資本としての使用価値をもつものではなく、貸手にとっては遊休貨幣資本なので、自身は資本として充てておかないものである。つまり『ここで売買される商品としての貨幣は、利子付資本Iにおけるように、一般的に『資本』としての使用価値』——『平均利潤を産む能力』——を有するものとしてではない。貸手にとっては、遊休貨幣資本としてあるのであつて、自らそれをさらに資本として使用するわけにはゆかない。したがつてまた借手についても、それだけでは資本となすことのできない。自己の資本の運動を補助する貨幣として、資本力を増進することになるのである。」(二五七頁) というわけである。

第二に、「この貨幣の使用価値は貨幣としての通常の用途ならどういふ用途にも使用しうるといふ一般性をもつてゐること。つまり『それは、商品としては当然のことであるが、その使用価値が一般に何人にも、商品の買入れ、あるいは支払いに、自由に使へるものである。』」

第三に、「ここで自由に使へるものとしての貨幣という使用価値の代価として利子と利子とを想定するのであり、利子と資本Iの場合のように、利潤を産む能力であるという使用価値の代価がその一部分たる利子である、といった不合理性はなかつた。つまり『実際は利子付資本Iのように、その使用価値が『平均利潤を産む能力』であるという商品の代価が、利潤の一部分たる利子であるというやうな不合理な関係を有するものではない(二五七頁)』というわけである。

一方貨幣の貸借関係を売買関係とは異なるとして、他方で貸買関係としてあらわれる貸借関係なるものを設定することによつて、見られるように、宇野の論旨は極めてわかりにくいものとなつてゐるが、すでに紹介してきた内容を総合すると、宇野の説は要するに次のような場合を「売買関係」として設定して、これに合致する貸借関係と、そうでないものとがある、ということにならう。

そこで宇野の念頭にある「売買関係」とは、まず第一に、商品の使用価値が借手にあつて、商品の使用価値であつてはならない、というわけである。

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

第二に、「その商品の使用価値がその色々の用途のうち、特定のものに固定されている場合には、商品売買関係とはいえないが、利子付資本Iが、平均利潤を生む能力を發揮させるといふ使用価値に限定されているのに対して、利子付資本IIは、その貨幣としての用途に充てられ、その用途に充てられ、その用途に充てられる。」

第三に、「商品の価格とは、その商品の商品化ということについてマルクスは簡潔に言つてゐる。」

(二) マルクスの理論

「すでに見たように利子生み資本は、商品とは絶対的に異なる範疇だといへ、独自の種類の商品となり、したがつて利子の商品となるのである。この価格は、普通の商品とは異なる、この市場価格が決定されるのと同じように、つねに需要供給によつて決定される。」(資本論III巻、四〇〇―四〇一頁)

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

「この商品に、商品としての資本に、独自のたる貸付の形態——これはなお、他の諸取引でも販売の形態の代わりにあつては、資本がここで商品として登場するといふ規定、すなわち資本としての貨幣の使用価値がもつてゐる価値に他ならないが、利子付資本Iの場合のように、『平均利潤を産む能力』をもつ使用価値の代価としての利子付資本IIの場合には、貸手にとってはその貨幣の使用価値はないのだから、この場合は売買関係といつてよいことになる。」

共産主義18号

発行にあつて

- 第一部 RG総括論集
- 第二部 資料篇
- 第三部 国際的党派闘争

共産主義19号近刊

- 現代金融資本の原理的分析
- 朝鮮民族主義と「脱亜入欧」
- 社会主義論

RG資料集

第二集 —— 4・28闘争から9回大会へ

- 発行にあつて
- 理論的総括のために
- RG建設にむけての関西地方委員会の論争

(三) 宇野説の批判

「宇野は貨幣の商品化という場合、何を基準にしてその規定を行つてゐるのだろうか。まず利子付資本Iを『商品』の売買関係以上のもの(二五四頁)と規定する根拠について検討しよう。」

第一に、宇野は貸手にあつては「なおその貨幣は『資本』の運動をなしてゐるわけではない(二五三頁)といつてゐるが、このように見ると、貸手にあつては貨幣が返済によつて復歸してゐるかといふことが説明できなくなる。宇野はここで『資本の運動』か念頭においてゐないのである、貸付行為自体も資本の運動として把握しようとする見地がな。」

第二に、宇野は「同じ『価値』の『貨幣』が『返還』されるにしても、『貨幣』が買戻された『貨幣』が返還されるわけではない(二五五頁)といつてゐるが、これは混乱している。ここで問題となつてゐるのは使用価値の返還ではなくて価値の返還であつて、価値が返還されるとい

「宇野は貨幣の商品化という場合、何を基準にしてその規定を行つてゐるのだろうか。まず利子付資本Iを『商品』の売買関係以上のもの(二五四頁)と規定する根拠について検討しよう。」

第一に、宇野は貸手にあつては「なおその貨幣は『資本』の運動をなしてゐるわけではない(二五三頁)といつてゐるが、このように見ると、貸手にあつては貨幣が返済によつて復歸してゐるかといふことが説明できなくなる。宇野はここで『資本の運動』か念頭においてゐないのである、貸付行為自体も資本の運動として把握しようとする見地がな。」

第二に、宇野は「同じ『価値』の『貨幣』が『返還』されるにしても、『貨幣』が買戻された『貨幣』が返還されるわけではない(二五五頁)といつてゐるが、これは混乱している。ここで問題となつてゐるのは使用価値の返還ではなくて価値の返還であつて、価値が返還されるとい

「宇野は貨幣の商品化という場合、何を基準にしてその規定を行つてゐるのだろうか。まず利子付資本Iを『商品』の売買関係以上のもの(二五四頁)と規定する根拠について検討しよう。」

第一に、宇野は貸手にあつては「なおその貨幣は『資本』の運動をなしてゐるわけではない(二五三頁)といつてゐるが、このように見ると、貸手にあつては貨幣が返済によつて復歸してゐるかといふことが説明できなくなる。宇野はここで『資本の運動』か念頭においてゐないのである、貸付行為自体も資本の運動として把握しようとする見地がな。」

第二に、宇野は「同じ『価値』の『貨幣』が『返還』されるにしても、『貨幣』が買戻された『貨幣』が返還されるわけではない(二五五頁)といつてゐるが、これは混乱している。ここで問題となつてゐるのは使用価値の返還ではなくて価値の返還であつて、価値が返還されるとい

「宇野は貨幣の商品化という場合、何を基準にしてその規定を行つてゐるのだろうか。まず利子付資本Iを『商品』の売買関係以上のもの(二五四頁)と規定する根拠について検討しよう。」

第一に、宇野は貸手にあつては「なおその貨幣は『資本』の運動をなしてゐるわけではない(二五三頁)といつてゐるが、このように見ると、貸手にあつては貨幣が返済によつて復歸してゐるかといふことが説明できなくなる。宇野はここで『資本の運動』か念頭においてゐないのである、貸付行為自体も資本の運動として把握しようとする見地がな。」

第二に、宇野は「同じ『価値』の『貨幣』が『返還』されるにしても、『貨幣』が買戻された『貨幣』が返還されるわけではない(二五五頁)といつてゐるが、これは混乱している。ここで問題となつてゐるのは使用価値の返還ではなくて価値の返還であつて、価値が返還されるとい

第三章 商業信用論の問題

(一) 宇野説の特徴

貨幣資本家の想定、及び資本の商品化の問題にかんする宇野の批判が何ら正当なものとはなっていないことが明らかになつてきた。そのうえに、宇野の「資本論」批判が、宇野独自の根拠となつて批判されてくる根拠となつていく。宇野独自の利子論について検討しよう。

宇野が貨幣資本家を想定して利子論を説きおこすことが誤りだと主張するのは、資本の再生産過程で必然的に生じる産業資本家の遊休貨幣資本が、産業資本家相互の間で利用されるといふ関係を想定する必要があるという宇野独自の説があったからであり、他方貸付資本においてはまた資本は商品化してはいないといふわけは、そこではまだ産業資本が商品化しているといふこと、産業資本が商品化しなくてはならないといふこと、は資本の再生産過程における流

「未決拘禁者の新聞閲覧制限」について八三年六月に最高裁が合憲判決を下していますが、この「基本的見解」が問題です。未決拘禁について「逃亡」証拠隠滅の防止を目的として、身体的自由を制限するものだが、多数の者を隔離して収容する以上、規律、秩序維持の面から必要、合理的な範囲で身体的自由以外の自由が制限されるのもやむを得ない」といふのがそれですが、この「規律、秩序維持」の面からの「身体的自由以外の自由の制限」が、法改正「正」の論点の一つ「秩序」か「人權」か、における法務省側から見ると、許されるものであることは明らかです。収容所内の諸運動の「コネクシオン」の破壊と「迫害」の合法化の論拠

獄中二題

大杉範夫

1) 「未決拘禁者の新聞閲覧制限」について八三年六月に最高裁が合憲判決を下していますが、この「基本的見解」が問題です。未決拘禁について「逃亡」証拠隠滅の防止を目的として、身体的自由を制限するものだが、多数の者を隔離して収容する以上、規律、秩序維持の面から必要、合理的な範囲で身体的自由以外の自由が制限されるのもやむを得ない」といふのがそれですが、この「規律、秩序維持」の面からの「身体的自由以外の自由の制限」が、法改正「正」の論点の一つ「秩序」か「人權」か、における法務省側から見ると、許されるものであることは明らかです。収容所内の諸運動の「コネクシオン」の破壊と「迫害」の合法化の論拠

も宇野の原理論が産業資本の運動法則のみを純粋にとりあげておけることに對したものであった。宇野のこの方法からして、資本の商品化という場合にも、その資本とは貸付資本のことでなくてはならない。宇野は「資本論」に、遊休貨幣資本の節約と「遊休貨幣資本」の節約というところから、貸付資本の形成の必然性と利子の根拠を説こうとしたのであり、第二にマルクスが諸資本の競争を平均利潤の形成要因として把え、平均利潤形成のメカニズムを解き明かしたが、宇野は貸付資本と利子の役割を明らかにする際に、それが平均利潤均等化の基本的機構に対する補足的機構であるといふように説くことにより、それを平均利潤形成のメカニズムの一環に組み込んだのであった。

(二) 宇野商業信用論の批判

マルクスの場合、商業信用は信用制度(ここでは銀行信用で代表させる)の基礎をなすものとして把握されている。これに反して宇野の場合には、商業信用と銀行信用との間に本質的な差を認めず、商業信用自体が銀行信用へと発展転化するものとみられている。そこで問題を解く鍵は、商業信用と銀行信用との関係が、前者を基礎として後者が前者とは本質的に異なる契機をもつたものであるか、それとも商業信用という個別の信用が社会化されたものとして銀行信用をとらえ、前者が後者に転化するものとみられるか、というところにある。

マルクスの場合、商業信用は信用制度(ここでは銀行信用で代表させる)の基礎をなすものとして把握されている。これに反して宇野の場合には、商業信用と銀行信用との間に本質的な差を認めず、商業信用自体が銀行信用へと発展転化するものとみられている。そこで問題を解く鍵は、商業信用と銀行信用との関係が、前者を基礎として後者が前者とは本質的に異なる契機をもつたものであるか、それとも商業信用という個別の信用が社会化されたものとして銀行信用をとらえ、前者が後者に転化するものとみられるか、というところにある。

では利子論を形成する利子生み資本の本質の規定が商業信用においてどのような形で含まれているのか。この点に對して考察を試みた利子論者である宇野は、利子生み資本の運動の外部に對する特長を「産業資本の運動の外部に對する特長」として記述している。宇野は利子生み資本の本質の規定が商業信用においてどのような形で含まれているのか。この点に對して考察を試みた利子論者である宇野は、利子生み資本の運動の外部に對する特長を「産業資本の運動の外部に對する特長」として記述している。

宇野は利子生み資本の本質の規定が商業信用においてどのような形で含まれているのか。この点に對して考察を試みた利子論者である宇野は、利子生み資本の運動の外部に對する特長を「産業資本の運動の外部に對する特長」として記述している。

2) 「(1) 返戻金の許可は、返戻金条件期間を経過し、改換の状況(反省の気持)が認められるなどの条件をみたした人について申請し、地方更生保護委員会の決定で許可されるものであるから、決定のために生活するに必要であるという(返戻金)という項目は、(1)に記してあります。

返戻金の許可は、返戻金条件期間を経過し、改換の状況(反省の気持)が認められるなどの条件をみたした人について申請し、地方更生保護委員会の決定で許可されるものであるから、決定のために生活するに必要であるという(返戻金)という項目は、(1)に記してあります。

返戻金の許可は、返戻金条件期間を経過し、改換の状況(反省の気持)が認められるなどの条件をみたした人について申請し、地方更生保護委員会の決定で許可されるものであるから、決定のために生活するに必要であるという(返戻金)という項目は、(1)に記してあります。

返戻金の許可は、返戻金条件期間を経過し、改換の状況(反省の気持)が認められるなどの条件をみたした人について申請し、地方更生保護委員会の決定で許可されるものであるから、決定のために生活するに必要であるという(返戻金)という項目は、(1)に記してあります。

RG資料集
第一集
9回大会RGから
12・18ブンドへ
●発行にあたって
第一部 第一次RG関係資料
第二部 共産主義者同盟規約集
1979年3月発行
950円